

上士幌町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	5,125	5,907,809	264,054	800,178	13.5%	12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

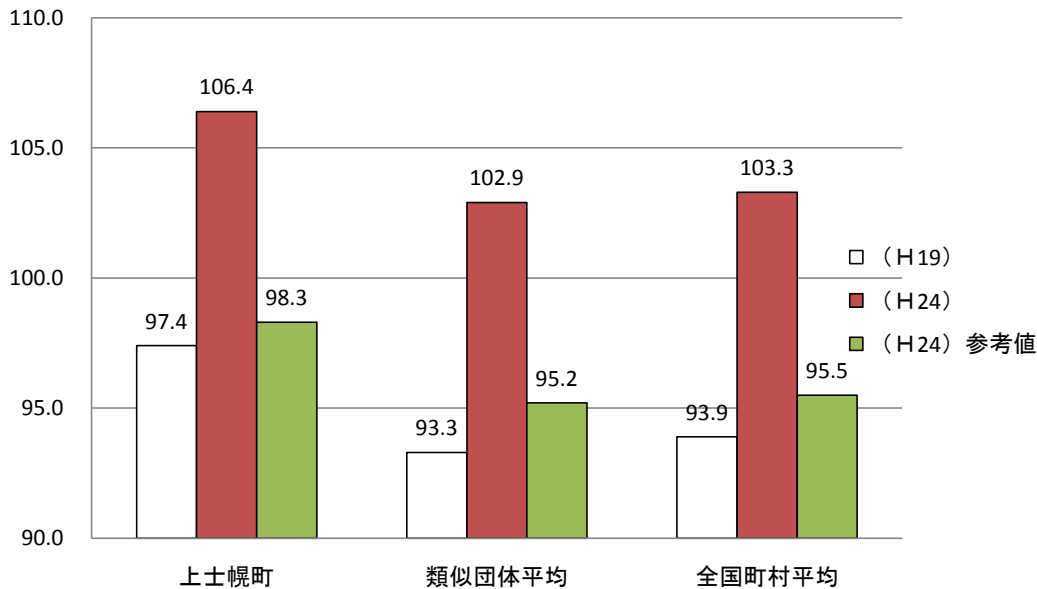
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	81	310,815	67,118	116,524	494,457	6,104	5,694

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

(参考) 国の改定率
改定無し

②特別給

(参考) 国の年間支給月数
3.95月

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上士幌町	43.1 歳	333,800 円	403,200 円	381,775 円
北海道	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円
国	42.8 歳	304,944 円	—	372,906 円
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

②福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上士幌町	45.3 歳	321,100 円	358,850 円	339,525 円
北海道	43.7 歳	346,207 円	431,674 円	383,824 円
国	41.0 歳	305,230 円	—	347,846 円
類似団体	43.2 歳	307,058 円	331,178 円	320,324 円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		上士幌町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

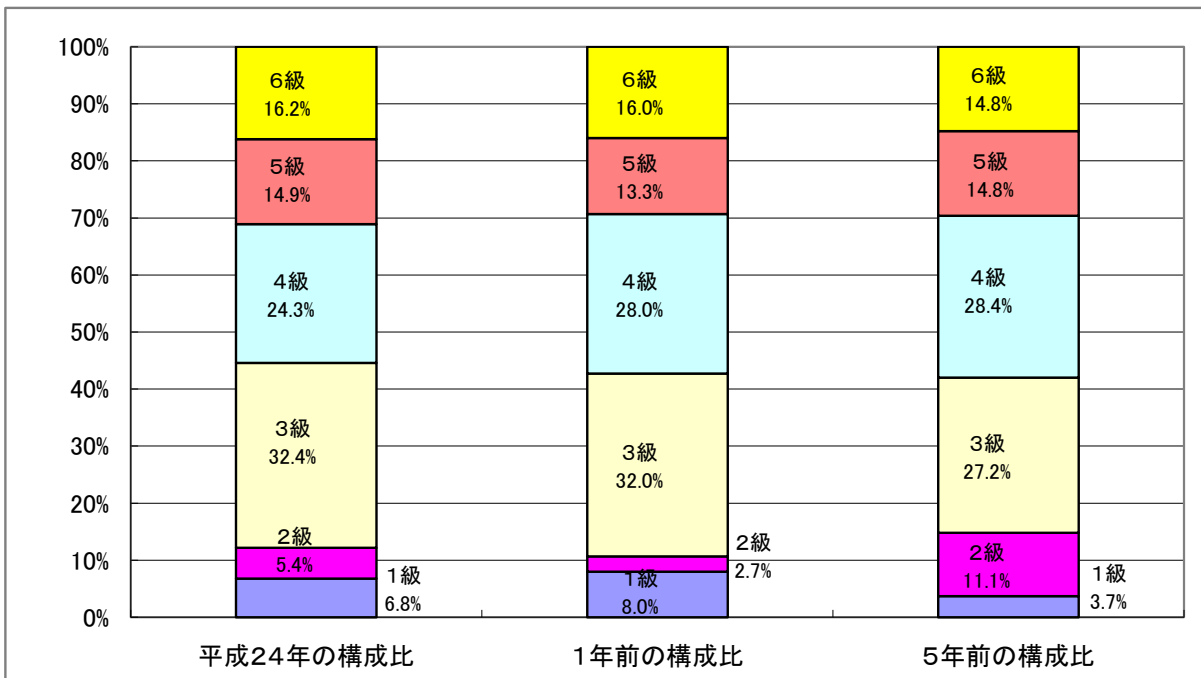
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	290,600 円	321,100 円	364,700 円
	高校卒	250,400 円	290,100 円	328,900 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	職務の内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	5 人	6.8 %
2 級	高度な知識と経験を必要とする業務を行う職務	4 人	5.4 %
3 級	主査等の職務 主任の職務	24 人	32.4 %
4 級	主幹等の職務 相当の知識と経験を有する主査等の職務	18 人	24.3 %
5 級	課長等の職務 高度な知識と経験を有する主幹等の職務	11 人	14.9 %
6 級	困難な業務を行う課長等の職務	12 人	16.2 %

(注) 職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表級別職務分類表に応じた一般行政職の職員数である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していない

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上士幌町	北海道	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,453 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,550 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ()月分 ()月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

実施していない。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

上士幌町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給 勸奨退職4～8号俸)					
1人当たり平均支給額	千円	26,641 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		10 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		4,650 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		1.1 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事手当	作業に従事した職員	伝染病発生時	1回600円
町税等徴収手当	徴収業務に従事した職員	徴収業務従事時	1日町内300円 1日町外950円
町税滞納処分従事手当	滞納処分に従事した職員	滞納処分業務従事時	1日町内600円 1日町外1,900円
行旅死亡者取扱従事手当	取扱に従事した職員	処置業務従事時	1回3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	22,206 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	309 千円
支給実績（22年度決算）	22,219 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	313 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円/月 ・扶養親族 6,500円/月 等	同		13,871 千円	235,094 円
住居手当	借家借間に居住し家賃を支払っている職員、自己所有の住宅に居住する職員等に支給 ・自宅 13,500円/月 ・借家借間 23,200円/月上限	異	自宅、借家借間ともに金額が異なる	13,538 千円	178,129 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で自動車等を使用する職員に支給 ・自家用車2～5km 2,000円 ・自家用車5～10km 4,100円 等	異	通勤距離30km以上の区分について本町はない	1,051 千円	131,358 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあり、規則で指定する職にある職員に支給 ・課長職 10/100 ・主幹職 8/100	異	支給率	9,603 千円	436,493 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同		5,565 千円	77,290 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した管理職員に支給 ・課長職 6,000円 ・主幹職 4,000円	同		243 千円	12,790 円
寒冷地手当	基準日の世帯区分等に応じ月額支給 ・扶養親族ある世帯主 26,380円 ・扶養親族ない世帯主 14,580円 等	同		9,826 千円	104,525 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	町 長	740,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	()	()	807,500 円/	363,200 円
	副 町 長	610,000 円	670,100 円/	365,000 円
	()	()		
	議 長	261,000 円	364,000 円/	220,000 円
	()	()		
副 議 長	副 議 長	210,000 円	285,000 円/	168,100 円
	()	()		
	議 員	165,000 円	263,000 円/	135,800 円
()	()			
期 末 手 当	町 長	(24年度支給割合)		
	副 町 長	3.95	月分	
議 長	議 長	(24年度支給割合)		
	副 議 長	3.95	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)
	副 町 長	740,000×在職年数×5.126		15,172,960円
	備 考	610,000×在職年数×3.234		7,890,960円
				(支給時期)
				任期毎
				任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

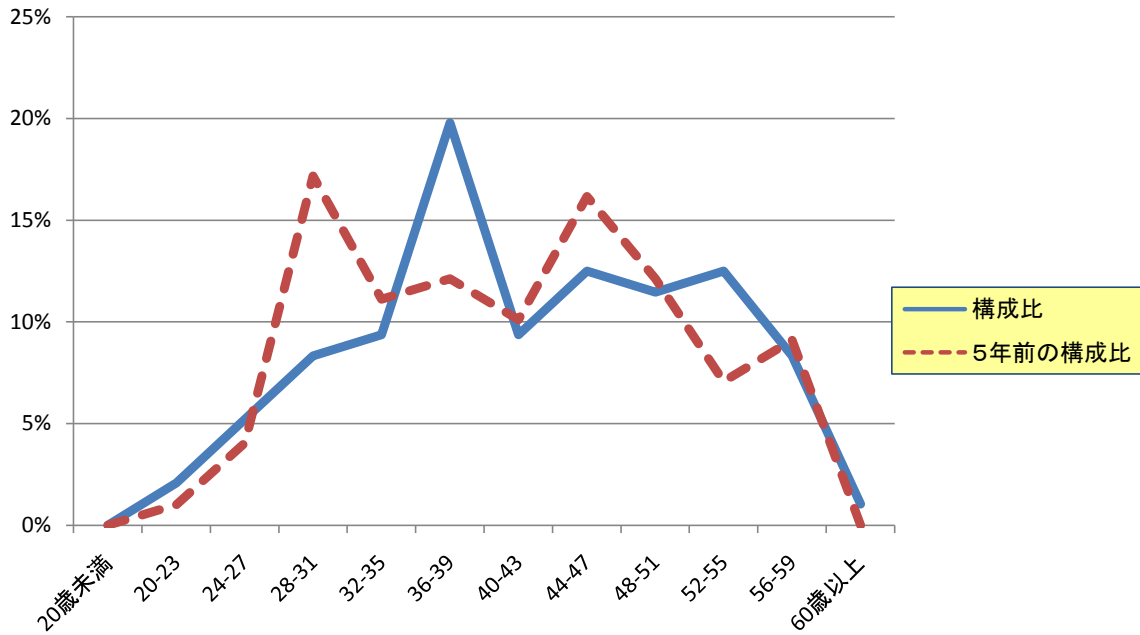
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	総会計画策定業務終了による減
		総務	20	21	-1	
		税務	4	4	0	
		農林水産	16	16	0	
		商工	4	4	0	
		土木	6	6	0	
		民生	12	10	2	
		衛生	7	7	0	
	計	71	70	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.24 人)	
	教育部門	12	12	0		
消防部門						
小 計	83	82	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 161.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.18 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	9	9	0		
小 計	13	13	0			
合 計	96	95	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.32 人		
	[143]	[143]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	5人	8人	9人	19人	9人	12人	11人	12人	8人	1人	96人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	73	72	70	70	70	71	△1 (△1.4)
教育	13	13	13	13	12	12	△1 (△7.7)
消防							
普通会計	86	85	83	83	82	83	△2 (△2.4)
公営企業等会計	14	13	13	13	13	13	0 (0.0)
総合計	100	98	96	96	95	96	△2 (△2.0)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。